

香川県条例第12号

香川県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び香川県計量検定所条例の一部を改正する条例
 (香川県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 香川県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年香川県条例第14号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公安委員の服務の宣誓) 第2条 略</p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、個人の権利と自由を保護し、及び公共の安全と秩序を維持すべき香川県公安委員会の委員としての責務を深く自覚し、警察の職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、不偏不党かつ公平中正に職務を遂行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番とする。</p>	<p>(公安委員の服務の宣誓) 第2条 新たに公安委員となった者は、知事の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>別記様式(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、個人の権利と自由を保護し、及び公共の安全と秩序を維持すべき香川県公安委員会の委員としての責務を深く自覚し、警察の職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、不偏不党かつ公平中正に職務を遂行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番とする。</p>

(香川県計量検定所条例の一部改正)

第2条 香川県計量検定所条例(平成12年香川県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p>	<p>(手数料)</p>

第3条 略

別表（第3条関係）

種 別	区 分	金 額
1 法第 16条第 1項第 2号イ の検定	(1) 質量計 ア はかり (ア) <u>日本産業規格</u> B7611—2に 定める精度等級（以下「精度等 級」という。）1級のはかり（ 以下「1級はかり」という。） 略 (イ)・(ウ) 略 イ・ウ 略 (2)～(4) 略	
2～16	略	

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

第3条 計量検定所に検定、検査等を依頼しようとする者は、別表に定める額の手数料を納入しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを減免することができる。

2 略

別表（第3条関係）

種 別	区 分	金 額
1 法第 16条第 1項第 2号イ の検定	(1) 質量計 ア はかり (ア) <u>日本工業規格</u> B7611—2に 定める精度等級（以下「精度等 級」という。）1級のはかり（ 以下「1級はかり」という。） 略 (イ)・(ウ) 略 イ・ウ 略 (2)～(4) 略	
2～16	略	